

ID: 330

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の返還承認																					
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第7条第1項ただし書																					
例 規 番 号	昭和63年条例第29号																					
【根拠条文】 (使用料等の返還) 第7条 既に納入した使用料は、返還しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 2 前項の規定は、第5条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長がやむを得ないと認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の返還) 第6条 条例第7条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める額とする。 <table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>返還する使用料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。</td><td>使用開始前</td><td>既納の定期使用料の全額</td></tr><tr><td>使用経過月数 1月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額</td></tr><tr><td>使用経過月数 2月以下</td><td>既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額</td></tr><tr><td>(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。</td><td colspan="2">使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)</td></tr><tr><td>(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。</td><td colspan="2">既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額</td></tr><tr><td>(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。</td><td colspan="2">市長がその都度定める額</td></tr></tbody></table> 2 前項の表(1)又は(4)の項に規定する使用料の返還を受けようとする者は、自転車駐車場定期使用料返還申請書に定期使用券及び定期使用証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。				区分		返還する使用料の額	(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	使用開始前	既納の定期使用料の全額	使用経過月数 1月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額	使用経過月数 2月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額	(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。	使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)		(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。	既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額		(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。	市長がその都度定める額	
区分		返還する使用料の額																				
(1) 定期使用の許可を受けた者が月の初日の前日までに定期使用の取消しを申請したとき。	使用開始前	既納の定期使用料の全額																				
	使用経過月数 1月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料を差し引いた残額																				
	使用経過月数 2月以下	既納の定期使用料から1月に相当する定期使用料の2倍の額を差し引いた残額																				
(2) 条例第9条の規定による駐車場の供用の休止により駐車場を使用することができなかつたとき。	使用することができなかつた日数に係る使用料の額(定期使用の使用料の日額は、月額を30で除して1円未満の端数を切り捨てた額とする。)																					
(3) 市長が特に認めた事業者による当該事業者の施設の利用証明の提示があつたとき。	既納の一時使用料(自転車に係る使用料に限る。)の全額																					
(4) 上記(1)から(3)の規定によるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。	市長がその都度定める額																					
標準処理期間	3日																					
備考																						

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日